

別海町議会会議録

第4号（平成26年3月13日）

○議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第25号の訂正の件 |
| 日程第 3 | 常任委員会付託事件審査結果報告
産業建設常任委員会付託事件
(町長提出議案第19号、議案第20号)
委員長報告・質疑 |
| 日程第 4 | 特別委員会付託事件審査結果報告
平成26年度別海町各会計予算審査特別委員会
(町長提出議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号) |
| 日程第 5 | 各議案の討論・採決
(1) 平成25年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号)
(2) 別海町畜産環境に関する条例の制定について
(町長提出議案第19号)
(3) 別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例の制定について
(町長提出議案第20号)
(4) 別海町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第21号)
(5) 別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第22号)
(6) 別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第23号)
(7) 別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について |

- (町長提出議案第 2 4 号)
- (8) 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 5 号)
- (9) 別海町民保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 6 号)
- (10) 別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 7 号)
- (11) 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 8 号)
- (12) 別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 9 号)
- (13) 別海町野付半島地区簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 0 号)
- (14) 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 1 号)
- (15) 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 2 号)
- (16) 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 3 号)
- (17) 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 4 号)
- (18) 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 5 号)
- (19) 別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 6 号)
- (20) 別海町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 7 号)
- (21) 町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の

- 一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 38 号)
- (22) 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
(町長提出議案第 39 号)
- (23) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(町長提出議案第 40 号)
- (24) 町道の路線認定及び廃止について
(町長提出議案第 41 号)
- (25) 別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第 42 号)
- 日程第 6 発議第 1 号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書について
- 日程第 7 発委第 1 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 25 号の訂正の件
- 日程第 3 常任委員会付託事件審査結果報告
産業建設常任委員会付託事件
(町長提出議案第 19 号、議案第 20 号)
委員長報告・質疑
- 日程第 4 特別委員会付託事件審査結果報告
平成 26 年度別海町各会計予算審査特別委員会
(町長提出議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号)
- 日程第 5 各議案の討論・採決
(1) 平成 25 年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号)
(2) 別海町畜産環境に関する条例の制定について
(町長提出議案第 19 号)
(3) 別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例の制定について
(町長提出議案第 20 号)
(4) 別海町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- (町長提出議案第 2 1 号)
- (5) 別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 2 号)
- (6) 別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 3 号)
- (7) 別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 4 号)
- (8) 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 5 号)
- (9) 別海町民保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 6 号)
- (10) 別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 7 号)
- (11) 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 8 号)
- (12) 別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 2 9 号)
- (13) 別海町野付半島地区簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 0 号)
- (14) 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 1 号)
- (15) 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 2 号)
- (16) 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 3 号)
- (17) 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 4 号)
- (18) 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

- (町長提出議案第 35 号)
- (19) 別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 36 号)
- (20) 別海町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 37 号)
- (21) 町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 38 号)
- (22) 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
(町長提出議案第 39 号)
- (23) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(町長提出議案第 40 号)
- (24) 町道の路線認定及び廃止について
(町長提出議案第 41 号)
- (25) 別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第 42 号)

日程第 6	発議第 1 号	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書について
日程第 7	発委第 1 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
日程第 8		委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（16名）

1 番	木 嶋 悦 寛	3 番	森 本 一 夫
4 番	今 西 和 雄	5 番	西 原 浩
6 番	沓 澤 昌 廣	7 番	小 林 敏 之
8 番	安 部 政 博	9 番	瀧 川 榮 子
10 番	山 田 信	12 番	松 原 政 勝
13 番	戸 田 博 義	14 番	戸 田 憲 悦
15 番	中 村 忠 士	16 番	佐 藤 初 雄
副議長 17 番	安 田 輝 男	議長 18 番	渡 邊 政 吉

○欠席議員（1名）

2 番 松 壽 孝 雄

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	教 育 長	真 籠 毅
総 務 部 長	竹 中 仁	福 祉 部 長	佐 藤 次 春

産業振興部長 有 田 博 喜
 教 育 部 長 藤 原 繁 光
 農 委 事 務 局 長 佐々木 勉
 福 祉 部 次 長 佐 藤 英 敏
 産業振興部次長 佐 藤 則 夫
 総 務 課 長 佐 藤 告
 財 政 課 長 河 嶋 田鶴枝
 税 務 課 長 宮 越 正 人
 福 祉 課 長 佐 藤 英 敏
 特養建設準備室長 田 保 圭 乙
 老 健 事 務 長 岡 田 一 芳
 水産みどり課長 佐 藤 則 夫
 管 理 課 長 小 島 実

建設水道部長 小 西 健 夫
 監査委員事務局長 宮 部 正 好
 会 計 管 理 者 半 田 雅 代
 福 祉 部 次 長 田 保 圭 乙
 産業振興部次長 竹 内 伸 康
 総合政策課長 浦 山 吉 人
 総 務 課 参 事 金 田 秀 幸
 町 民 課 長 三 戸 俊 人
 福 祉 課 参 事 今 野 健 一
 保 健 課 長 門 脇 芳 則
 農 政 課 長 山 崎 茂
 商工観光課長 大 槻 祐 二
 上下水道課長 佐 藤 敏

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 登 藤 和 哉

主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

1 3 番 戸 田 博 義
 1 5 番 中 村 忠 士

1 4 番 戸 田 憲 悦

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。

ただいまから、第9日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、2番松壽議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

13番戸田博義議員、14番戸田憲悦議員、15番中村議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議案第25号の訂正の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議案第25号の訂正の件を議題といたします。

町長から会議規則第20条の規定により、本定例会で議題となった議案の訂正の請求がありましたので、訂正理由について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

ただいま上程をいただきました議案の訂正の内容について、御説明を申し上げます。

平成26年3月5日に提出をさせていただきました、議案第25号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案を訂正いたしたいので、別海町議会会議規則第20条の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

議案の訂正内容及び訂正の理由について、御説明申し上げます。

議案の朗読につきましては省略をし、配付をいたしております議案第25号の訂正新旧対照表により御説明申し上げます。

第9条第2項について、前項の一般廃棄物のうち事業系一般廃棄物は、事業者が自らの責任において、収集、運搬及び処分を行わなければならないと、追加することとしておりました。

しかしながら、この条項を追加することにより、現行のごみ処理の方法を変更するのではないかと町民が誤解を招く恐れがあること。また、既に第4条で事業者の責務について規定されていることもあり、第9条第2項の追加については今回の改正から削除し、議案の訂正を行うものでございます。

以上、提案の訂正について、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号の訂正の件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号の訂正の件は承認することに決定いたしました。

◎日程第3 常任委員会付託事件審査結果報告

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第3 常任委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

まず、産業建設常任委員会に付託いたしました、議案第19号及び議案第20号の2件の審査結果について報告を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(安部政博君) 産業建設常任委員会委員長報告。

平成26年3月5日開催の第1回定例会2日目において、産業建設常任委員会に付託のありました議案第19号別海町畜産環境に関する条例の制定について、及び議案第20号別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例の制定についての審査経過と結果について御報告いたします。

2件の議案につきましては、3月7日全員出席のもと委員会を開催し、関係部課長に出席を求め慎重に審議を行い、同日、委員会として討論、採決に至ったものであります。

初めに議案第19号であります。本条例は健全な畜産環境の保持について基本理念を定めようとするもので、施策の基本事項を定めることにより良好な水環境を保全し、別海町の基幹産業である農業と漁業が、将来にわたり共存共栄し得る社会を構築するため、新たに条例を制定するものであります。

本町の農業は厳しい気象条件を克服し、先人のたゆまぬ努力の結果、耕し農業から畑作を経て、草地型酪農畜産地帯として発展し、安定的食糧供給基地としての役割を果たし、現在では生乳生産、その割合では全国の6%、全道では12%を生産する日本一の酪農畜産の町となりました。

しかし、平成16年11月1日から家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が本格施行され、農家は家畜排せつ物の適正な管理及び利用を義務づけられました。

このような中、町内において昨年、一昨年と河川へのふん尿等の流出事故が発生し、河川に対し環境負荷をかけることとなり、漁業者の農業者への不信感等につながる事態にもなっていました。

今般、これらを払拭すべく条例を制定し、今まで畜産環境について、いわゆるグレーゾーンとしていた部分を明文化しようとするもので、本条例は国内では先駆けの条例となります。

施行に当たって、規制基準の適用は農家の準備の期間等を考慮し、3年間猶予し、平成29年4月1日とするものです。

また、猶予期間中は年次別計画を策定し、各種施策を実施することや法律の範囲内での家畜ふん尿処理方法の研究等、7項目について実施することとしています。単に規制するばかりでなく、課題調査とその解決策に取り組み、得られた成果を農家に戻す等、前向きに施策に取り組むことは、農家にとって非常に有益であると思います。

この件につきましては、当委員会としても継続して調査すべきということで確認をしているところであります。

今後は日本一の酪農畜産の町として、他地域と差別化し、付加価値を付け、環境に配慮した取り組みとして、国の政策的取り組みにアピールしていくことも必要と考えます。

このようなことから、本畜産環境に関する条例は、酪農、河川環境等の改善につながり、農業と漁業の共存共栄に寄与するものと考えられます。

以上、慎重な審査の結果、委員全員による採決では、議案第19号について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

次に、議案第20号ですが、本条例は河川の環境保全及び健全利用について基本理念を定め、町、町民、事業者等の責務を明らかにするとともに、将来にわたって町民が川と共生し、健康で潤いのある日常生活を営むことができる良好な水環境を保全することにより、基幹産業である農業と漁業が共存共栄し得る社会を構築するために、新たに条例を制定するものであります。

別海町は、西別岳のふもとに源流を持つ西別川を初め、多くの河川がこの広大な別海の原野を下りながら大きな流れとなり、風蓮湖、野付湾を経て根室湾へと注ぐ中で、豊富なプランクトンがはぐくまれ、豊かな水産資源に恵まれた漁場が形成されたため、多くの人々がその恩恵を受けております。

持続可能な環境型地域社会の形成が求められている今日、これまで私たちの先人が大切にし守りはぐくんできた、このかけがえのない河川を保全し後世に引き継ぐことは、私たちにとって課せられた重大な責務であります。

このようなことから、本別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例は、農業と漁業の共存共栄に大きく寄与するものと考えられます。

以上、慎重な審査の結果、委員全員による採決では、議案第20号について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上をもって、産業建設常任委員会に付託された事件の審査結果報告といたします。

○議長（渡邊政吉君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第4 特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第4 特別委員会に付託いたしました議案の審査結果の報告を受けたいといたします。

ここでお諮りします。

平成26年度別海町各会計予算審査特別委員会に付託し審査されました、議案第2号から議案第9号までの8件につきましては、全員をもって構成した予算審査特別委員会ですので、委員長の報告は省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

◎日程第5 各議案の討論・採決

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 各議案の討論、採決を行います。

平成26年度各会計予算の採決に入る前にお諮りいたします。

本件は、全議員で構成する予算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われております。

つきましては、議会運営委員会の協議に基づき、討論は省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度各会計予算の討論は省略することに決定いたしました。

平成26年度各会計予算の採決に入ります。

これから、議案第2号平成26年度別海町一般会計予算を採決いたします。

予算審査特別委員会では反対討論がされておりますので、本件につきましては起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成26年度別海町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成26年度別海町下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成26年度別海町介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成26年度別海町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成26年度町立別海病院事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成26年度別海町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで申し上げます。

ただいま、議案第2号から議案第9号までの平成26年度別海町各会計予算について、すべて決定いたしましたので、平成26年度別海町各会計予算審査特別委員会はただいまをもって解散といたします。

安部委員長初め、委員の皆様、大変御苦労さまでございました。

議案第19号別海町畜産環境に関する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号別海町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号別海町民保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号別海町資源環境センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号別海町野付半島地区簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３６号別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号別海町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３８号町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３９号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４０号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号町道の路線認定及び廃止についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長(渡邊政吉君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎委員会付託省略の議決

○議長(渡邊政吉君) ここでお諮りします。

日程第6 発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第6 発議第1号については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第6 発議第1号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第6 発議第1号T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

13番戸田博義議員。

○13番(戸田博義君) T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書の内容について、御説

明を申し上げます。

まずは意見書の提案理由ですが、ＴＰＰは例外なき関税撤廃を原則としていることに加え、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に、極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、国益にもかなうものではありません。

とりわけ酪農の専業地帯である別海町においては、重要品目の関税撤廃により壊滅的な打撃を受けることとなります。

ＴＰＰ交渉については、本年２月に閣僚会議が開催されましたが、多くの分野で参加国の隔たりが大きく、大筋合意とはなりませんでした。しかしながら、４月のアメリカ大統領の来日に向けアメリカから強い譲歩を迫られかねず、予断を許さない状況であります。

こうしたことから、ＴＰＰ交渉に係る衆参農林水産委員会決議を遵守し、すべての国際貿易において国益を守り、個々の産業の活力を高めることこそが重要であると考え、本意見書を提出するものであります。

発議第１号ＴＰＰ交渉等国際貿易交渉に係る意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

平成２６年３月１３日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田博義。

賛成者、別海町議会議員、松原政勝、同、安田輝男、同、安部政博、同、小林敏之。

次に、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年３月１３日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 発委第１号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第７ 発委第１号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長（小林敏之君） ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

本件は、平成26年1月22日付けで、全国B型肝炎訴訟北海道原告団、副代表小川ルリ子氏から要請があり、福祉医療常任委員会で協議、検討したものであります。

意見書の提案理由ですが、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発委第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成26年3月13日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会福祉医療常任委員会委員長、小林敏之。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記。1、ウイルス性肝硬変・肝がんを含むすべての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設すること。

2、ウイルス性肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月13日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。委員会全会一致で提案していますので、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 発委第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第1回別海町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時55分

◎町長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） 町長あいさつ。

○町長（水沼 猛君） 第1回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、補正予算案の追加を含めまして、48件の案件を提出させていただきました。3月5日から本日まで、実質7日間にわたる御審議をいただきました。

本日、条例改正案1件について、改正内容の一部を訂正させていただいた上で、すべての議案について御決定を賜りました。心から御礼を申し上げる次第であります。

また、安部委員長、沓澤副委員長を初めとする予算審査特別委員会委員の皆様には、一昨日と昨日の2日間にわたり、平成26年度各会計予算8件につきまして、慎重な御審議をいただきました。

すべて原案のとおり御決定を賜りましたが、昨今の厳しい財政状況をしっかりと認識した上で、特別委員会においていただいた貴重な御意見も踏まえながら、予算執行に努めてまいり所存でございます。

さて、第6次別海町総合計画の基本計画見直しと、別海町防災計画見直しにつきまして

は、年度末に向け、それぞれ最終の確認会議の開催を予定し、整理作業に入っております。

2月下旬の常任委員会所管事務調査で作業経過を御説明させていただきましたので、本定例会前の全員協議会において、経過説明をさせていただこうと考えておりましたが、他に多くの案件があったことなどから時間調整ができませんでした。

これらにつきましては、早い機会に見直しの内容について御報告をさせていただきたいと考えております。

次に、1点御報告でございますが、新年度から総務部と福祉部の組織について、一部見直しを予定しております。

内容といたしましては、現在、総務部総務課と福祉部福祉課に参事職を置いて担任させております、防災交通部門と介護支援部門について、業務内容の多様化や業務量の増加、また今後の見通しなど総合的に考慮し、課としての配置をしてみたいと考えております。

また、代課制を引いていることから課の内部の業務分担となりますが、福祉部保健課と教育委員会生涯学習課において、業務内容の専門性を考慮し、新たな担当の配置を予定しております。いずれも事務処理の効率化や、機動性を図るために見直しを行うものでございますことから、御理解をいただきますようお願いいたします。

さて、これから徐々に雪が解け始めますが、草地に入ることができるようになる5月までの間は特に家畜排せつ物の管理に注意をしていかなければなりません。

3月末からは、ふ化場で飼育されたサケの稚魚が、大海原を目指し河川を下り始めます。

本定例会において議決をいただきました畜産環境に関する条例、及び河川環境に関する条例に基づき、町といたしましても、将来にわたり農業と漁業の共存共栄が図られるよう努めてまいります。

また、4月1日からは、いよいよ民間法人によります特別養護老人ホームとデイサービスセンターの運営がスタートいたします。スムーズな経営移譲が図られるよう、こちらもしっかりと支援を行ってまいりたいと考えております。

まだ雪も多く残っておりまして、天候の変化にも気を抜けないところでございますが、朝夕の冷え込みも幾分和らぎ始めたところであります。

残り半月ほどで4月となります。消費税率の改正を伴った新しい年度がスタートいたします。総合計画の第6次実施計画を着実に実施していくことはもちろんですが、地域経済の冷え込みを招かないように、補正予算に計上して繰り越しをした事業、また、新年度予算に計上する各種事業をできる限り速やかに実施していくよう、職員とともに取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営全般にわたり御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、定例会閉会に当たっての御礼、並びにごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎退職する幹部職員の紹介

○議長（渡邊政吉君）　ここで議員各位に申し上げます。

本年3月31日付けで退職されます幹部職員の紹介の申し出がございますので、お受け

をいたしたいと思います。

どうぞ、幹部職員の方々よろしくお願いします。

それでは、町長から紹介でございますので、よろしくお願いします。

○町長（水沼 猛君） それでは議長のお許しをいただき、議会が終了して、議員の皆様におかれましては大変お疲れのところ、御理解をいただきお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、今年度末をもって定年退職をする幹部職員から、ごあいさつをさせていただきますと思います。

本年3月31日付けで退職する職員につきましては、一般事務職と専門職を合わせて、定年退職者が15名、整理退職1名、自己都合退職者が3名の19名でございます。

このうち、本日は次長職以上の退職幹部職員を私から紹介をさせていただき、紹介の後、退職する各職員から一言ずつあいさつをさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしますを申し上げます。

退職職員は、議員の皆様から向かって左側から、まず、藤原繁光教育部長でございます。

次に、半田雅代会計管理者でございます。

次に、村上悟消防署長でございます。

次に、佐藤英敏福祉部次長でございます。

次に、宮部正好監査委員事務局長でございます。

次に、竹内伸康産業振興部次長でございます。以上6名でございます。

では、まず教育部長から、順次一言ずつ、退任に当たってのあいさつをいたしますので、よろしくお願いしますを申し上げます。

（・・・退職者から、一言ずつあいさつ・・・）

（教育部長 藤原繁光 あいさつ）（拍手）

（会計管理者 半田雅代 あいさつ）（拍手）

（消防署長 村上悟 あいさつ）（拍手）

（福祉部次長 佐藤英敏 あいさつ）（拍手）

（監査委員事務局長 宮部正好 あいさつ）（拍手）

（産業振興部次長 竹内伸康 あいさつ）（拍手）

○町長（水沼 猛君） 一人一人から、ごあいさつをさせていただきました。

冒頭で申し上げましたとおり、今年度については、ただいま紹介をした幹部職員を含めて15名の職員が定年退職となります。

在職中については、昭和の時代から平成へと目まぐるしく移り変わる経済、また社会の情勢の中で、また行財政改革推進という荒波を乗り越えながら各自力を発揮し、町民福祉の向上、また安全安心の確保に尽力をしていただきました。

議員の皆さんにも多くの御指導と御鞭撻をいただき、大変お世話になりましたことに対しまして、私からも厚く御礼を申し上げます。

以上で、退職する幹部職員の紹介とごあいさつを終わらせていただきます。

貴重な時間をいただきました。大変ありがとうございました。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員